

議案第60号

ひたちなか市監査委員の選任について

ひたちなか市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

| 氏名 | 生年月日 | 住所 |
|-------|------------|------------|
| 関山 純子 | [REDACTED] | [REDACTED] |

令和5年 3月28日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 同意

(参考法令)

地方自治法（抜粋）

〔監査委員の設置及び定数〕

第195条（略）

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

〔選任及び兼職の禁止〕

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～6（略）

〔任期〕

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。